

(様式第A-1号)

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録・認定申請書【農産物関係】

記入例

令和4年4月1日

三重県知事 あて  
公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長 あて

人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度登録等要領第2の規定により、登録申請します。  
なお、登録後は、人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度業務規程第8条第1項の規定により、認定申請  
します。

		登録番号 (他品目で登録がある場合)			
個人・法人の場合	(フリガナ)	ミエ	ヤスシ	(フリガナ)	
	氏名	三重	安志	団体名	
	(フリガナ)			(フリガナ)	
	法人名			代表者	
(フリガナ)			構成員数		人

団体名について ・団体名は固有のものであること。既存の団体の一部が参加する場合は、既存の団体と区別できる名称とすること。  
・個人または法人名をもって団体名とすることはできない。

申請者について 事業所所在地又は住所・連絡先

郵便番号	514-8570	県名	三重県	市町村名	津市
字番地	広明町13番地			TEL	059-224-2395
				FAX	059-224-2521
				携帯電話	
HP アドレス		E-mail			

法人または団体における担当者・担当部所(事務局)について

担当者名	(フリガナ) 氏名		担当部所名 (事務局)		
郵便番号		県名		市町村名	
字番地				TEL	
				FAX	
				携帯電話	
E-mail					

1 申請品目

対象品目	
品目番号(イ)	品目名(ロ)
71	水稻

該当するものを別表「栽培基準と節減値」より選択・記入してください。  
(イ)～(ロ)は、別表の「栽培基準と節減値」に対応しています。  
申請する栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有していない場合は、  
原則として登録は認められません。

適用する作型基準		計画面積 (アール)	適用区分(該当に )		申請栽培計画に準じた栽培経験を1年以上有している場合” ”を付す
区分番号(ハ)	区分名(ニ)		土耕栽培	ベッド栽培	
01	コシヒカリ全域 (伊賀地域を除く)	500			

この欄に がついていないと、原則として登録は認められません。  
1年以上の栽培経験がある場合は、必ずをつけてください。

申請品目に対する備考	
------------	--

登録後は、認定に向けた手続きとして現地確認や認定審査料の支払い等が必要のため、認定審査まで2ヶ月程度かかります。また、現地確認は収穫の約1ヶ月前に実施しています。ほ場で何も栽培していない時期には現地確認ができませんので、登録申請の時期にご注意ください。

【登録から認定までのイメージ：水稻（8月中旬 収穫予定）の場合】

5月の登録判定会で登録 認定に向けた手続き実施 7月上～中旬 現地確認 7月下旬 認定審査会 8月上旬 認定

2. 現地確認希望日

令和4	年	7	月	頃
-----	---	---	---	---

登録から現地確認及び認定審査までには2ヶ月程度を要しますのでご注意ください。

提出後、収穫時期が早まるなど変更がある場合は、必ずご連絡下さい。

連絡先：(公財)三重県農林水産支援センター 電話：0598-48-1226

3. 登録要件

次に掲げる各項目を確認して、右欄の該当する枠内に 印を記入してください。

(1) 登録生産者の責務

登録生産者は、認定を受けた生産物やその表示に対する責任を負うものとし、認定を受けた生産物による健康被害発生等に関する損失負担は、登録生産者がこれを負うものとします。(要綱第11)

制度運営機関や県が行う必要な調査などに協力します。(要領第8)

制度の趣旨に反する行為が明らかとなった場合は、登録・認定を取り消すことがあります。(要領第8)

登録・認定の取り消しに伴う損失は、登録・認定を受けた者がこれを負うこととします。(要領第8)

同意する	同意しない

(2) 低毒性・登録農薬等の使用義務

毒物農薬は使用しません。

水質汚濁性農薬(シマジン、デリス、マリックスなど)は使用しません。

登録農薬を適正に使用し、無登録農薬は一切使用しません。

成分や原料が明らかな資材を使用し、成分などが不明な資材は使用しません。

同意する	同意しない

(3) 環境にやさしい取り組み

使用済み資材(農薬空容器、肥料空袋など)は、適正に処理します。

発生の有無	有	処理方法 (処理委託先名等)	JA に処理を代行
-------	---	-------------------	-----------

同意する	同意しない

水稻種子消毒における農薬廃液はその濃度にかかわらず、廃棄物処理業者に委託するなどして適正に処理し、河川など環境中へ廃棄しません。

但し、対象農薬の使用基準、使用上の注意等で処理方法が示されている場合はその方法に従って処理します。

同意する	同意しない

水稻種子消毒について

農薬使用	ある	ない

農薬使用がある場合

処理方法 (処理委託先名等)	
-------------------	--

必須取組ではありませんが、長期展張性フィルムの使用やかよいコンテナ出荷等、環境にやさしい資材を使用している場合はご記入ください。

環境にやさしい資材の使用に努めます。

具体的取り組み概要	
-----------	--

(4) 栽培管理内容の記録・公開

栽培管理内容を正確に記録、保管します。

消費者などから求めがあった場合、これを全て公開します。

同意する	同意しない

(5) 養液廃液処理の徹底(養液栽培基準)

養液廃液を施設外へ排水する場合は、下記の排水基準以下としうえて、施設外へ排水します。

排水基準 ・水素イオン濃度(pH): 5.8~8.6 ・硝酸態窒素濃度: 250ppm以下  
・リン酸(P): 45ppm以下

同意する	同意しない

4. 消費者交流

可能	検討中	備考

該当欄に 印を記入

5. 主な販売先

道の駅、直売所
---------

どこで購入できるか、主な小売店について記入してください。

5. 特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示

・申請品目について、特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示をしている場合は、○をつけてください。

特別栽培農産物ガイドラインに基づく表示	
---------------------	--

6. 他の制度利用状況

・申請品目について、みえの安心食材表示制度以外にも、右記の制度を利用している場合には、該当する項目に 印を記入してください。

有機JAS認証制度に基づく表示	
GLOBAL G.A.P	
ASIA GAP	
JGAP	

7. 添付資料

- (1) 栽培計画書(生産資材利用・栽培計画(内訳書)) (1 から に対応して 様式第A-2号、様式第A-2- 号 を添付)
- (2) ほ場・施設概要書(様式第A-3号)
- (3) 土壌分析成績書 (4) 団体の場合は団体構成員一覧表(様式第A-1- 号)
- (5) 加工を希望する場合は様式第C号及び添付資料(生産者自らが加工を行い、仕入れが無い場合のみ)

土壌分析成績書の添付をお願いします。

(様式第A-2号) 栽培計画書(生産資材利用・栽培計画)【農産物関係】  
 作型区分が複数にわたる場合は、作型区分ごとに作成のうえ、様式第A-1号に添付。

登録申請者 氏名・法人名	三重 安志				
対象品目		適用する栽培基準		計画面積 (アール)	品種名等
品目番号(イ)	品目名(ロ)	区分番号(ハ)	区分名(ニ)		
71	水稻	01	コシヒカリ全域 (伊賀地域を除く)	500	コシヒカリ

(イ)~(ニ)は、栽培基準表と対応

1. 栽培概要

栽培環境	土耕栽培		ベッド栽培	作付回数 年間 1 作	穀類・茶のみ記入(該当に を付す)	
	露地	施設			乾燥調整の実施(施設)	
					登録者が所有する施設	
					外部に委託する	

該当する欄に を付す。

栽培期間				収穫期間			
1作	3	月	下旬	~	8	月	下旬
2作		月		~		月	
3作		月		~		月	
4作		月		~		月	
5作		月		~		月	

栽培期間には、収穫期間を含みます。  
 栽培期間の終了予定時期と、収穫期間の終了予定時期は一致するようにしてください。

2. 加工の実施

申請品目の加工品を製造販売する計画がある場合、加工品にも認定マークの使用を希望しますか。

希望する	希望しない (加工しない)

注) 認定マークの使用が認められる加工の種類は次の通りです。(登録・認定基準別表3を参照)

【精米】【仕上げ茶加工】【裁断】【乾燥】【粉碎】【製粉】【焙煎】【搾汁・搾油】【精麦】

認定マークの使用を希望する場合は様式第C号及び添付資料を添付してください。(生産者が自ら加工販売を行う場合)

生産者と別の事業者が加工販売を行う場合は、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度対象品目及び登録・認定基準別表3」を参照してください。(申請様式:様式第B号及びその添付資料)

3. 生産資材概要

様式第A-2- 号によって内訳を添付してください。

(1) 土づくりの概要

たい肥などの施用	
緑肥作物・作物残渣の導入	
土壌改良資材の施用	

「ベッド栽培基準」による申請者は、記入の必要ありません。

登録申請が必要  
 精米等、申請品目の加工品にも認定マークの使用を希望する場合は、様式第C号及び添付資料も提出してください。

(2) 化学肥料・化学合成農薬投入上限値

「ベッド栽培基準」による申請は、化学合成農薬のみ記入。

投入資材上限値 \* 該当する投入量を、別表「栽培基準表」より選択・記入してください。

化学窒素の投入上限(ホ)	5.2	kg/10a
--------------	-----	--------

化学合成農薬の投入上限(ヘ)	12	成分回数
----------------	----	------

(3) 総窒素・化学窒素及び化学合成農薬投入計画値

「ベッド栽培基準」による申請は、化学合成農薬のみ記入。

化学窒素の投入量 (様式第A-2- 号の(J))	~	5.0	kg/10a
有機態窒素の投入量 (様式第A-2- 号の(I))	~	0	kg/10a
総窒素投入量 (様式第A-2- 号の(H))	~	5.0	kg/10a

化学合成農薬の投入量 (様式第A-2- 号の(O))	~	8	成分回数
-------------------------------	---	---	------

節減対象農薬の成分回数を記入する。

Hは、〔一般栽培レベル+{(一般栽培レベル)-(J)}〕を超えないよう留意すること。

1作当たりの投入量を記入してください。

様式第A-2- 号に基づく栽培内容を記入してください。また、複数の作型基準が存在する場合は、作型基準別に作成して下さい。

様式第A-2- 号と [ ] ~ [ ] 枠について

団体全体が同一作型であっても、複数の栽培体系により様式A-2- 号が複数になる場合は、最小値を左、最大値を右枠に記入。

(様式第A-2- 号)

栽培計画書(生産資材利用・栽培計画内訳書)

1. 土づくり技術実施計画等

記入上の注意事項

- ・土耕栽培基準による申請者は、1(1)～(3)・2・3・4の項目について記入してください。
- ・ベッド栽培基準による申請者は、1(4)及び2・4の項目のみ記入してください。

(1) たい肥等施用計画 (登録・認定基準における1.(1)に該当するもののみ)

時期	資材名	C/N	窒素含量(%)	投入量(t/10a)	主な原料 主な有機資源	備考 (資材入手先など)

(2) 緑肥・作物残渣の利用計画 (登録・認定基準における1.(2)に該当するもののみ)

緑肥作物名	施用・播種時期	施用・播種量
稲わら	10月	全量 kg/10a
		kg/10a
		kg/10a

(3) 土壌改良資材の利用計画 (登録・認定基準における1.(3)に該当するもののみ)

土壌改良材の名称	施用時期	施用量
		kg/10a
		kg/10a
		kg/10a

泥炭、パークたい肥、木炭(植物性の殻の炭を含む)、VA菌根菌資材、けいそう土焼成粒、腐植酸質資材、ゼオライト、パーミキュライト、パーライト、ペントナイトを使用している場合は記入してください。  
地力増進法に基づく表示がある資材に限ります。

(4) ベッド栽培について

ベッド資材について	施肥方法について
	液肥(養液)・固形肥料・その他
	その他の場合概要を以下に記入してください。

記入例:ロックウール使用 該当するものに を付す

2. 土づくり、肥料、防除いずれにも該当しない資材

資材の名称	施用時期	施用量
ケイカル	1月	100kg/10a

土壌改良を目的として使用した資材でも、登録・認定基準における1.(3)に該当する資材以外は「土づくり、肥料、防除いずれにも該当しない資材」として扱います。  
苦土石灰、熔りん等は、こちらの欄に記入してください。



栽培計画書（生産資材利用・栽培計画内訳書）

4. 化学合成農薬低減技術実施計画

(1) 化学農薬節減のための導入技術……該当欄に 印を付し、概要を右枠に記入してください。

温湯種子消毒
マルチ栽培
フェロモン剤利用
機械除草
除草用動物等利用
被覆栽培
土壌還元消毒

生物農薬利用
熟利用土壌消毒
対抗植物利用
抵抗性品種栽培・台木利用
光利用
その他

技術内容の概要 (使用する資材や機材の名称など)
<b>温湯消毒器</b>

(2) 農薬使用計画

成分数の合計: (M) (mの合計)	<b>8</b>	成分 回数
節減対象外の合計: (N) (nの合計)	<b>0</b>	成分 回数
対象成分数の合計: (O) (M - N)	<b>8</b>	成分 回数

種苗入手方法について(該当に 印を付してください)

	自家	購入	備考 (種子更新の時期、購入先など)
種子			<b>J A から購入</b>
苗			

使用計画内訳

\* 年間に複数回作付けする場合には、最も多くの化学合成農薬を使用する作について記入すること。

	使用時期	対象病害虫 (使用目的)	使用農薬名 (略称ではなく正確に記入)	成分数 (m)	節減対象外 成分数(n)
(畦畔除草含む) 除草剤関連	<b>4月</b>	<b>水田一年生雑草</b>	<b>粒剤</b>	<b>3</b>	<b>0</b>
種子・育苗関連	<b>4月</b>	<b>苗立枯病</b>	<b>液剤</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
	<b>4月</b>	<b>いもち病、イネミズゾウムシ</b>	<b>××××箱粒剤</b>	<b>2</b>	<b>0</b>
本ほ関連	<b>7月</b>	<b>カメムシ類</b>	<b>粒剤</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

作成した農薬使用計画が、登録・認定基準を満たしているかどうかチェックしています。  
農薬の名称が正確に記入されていない場合は、チェックができませんので、正確な名称を記入してください。

(様式第A-3号)

ほ場・施設概要書

提出日：令和4年4月1日

生産者名・登録団体名	栽培確認責任者名
三重 安志	

対象品目の主たる生産地(旧市町村名)
旧津市

主たる生産地に基づいて地域番号が設定されます。

対象品目	
品目番号(イ)	品目名(ロ)
71	水稻

位置図

穀類に関しては、乾燥調整施設の所在地についても明らかにしてください。  
精米等まで行う場合は、加工品として、別に様式Cを提出してください。  
茶に関しては、荒茶加工施設の所在地についても明らかにしてください。  
仕上げ茶加工まで行う場合は、加工品として、別に様式Cを提出してください。

別添のとおり

複数の市町にまたがって栽培している場合、最も栽培面積が大きい市町を「主たる生産地」として地域番号を設定します。

各ほ場の地番がわかるように表記する。

外部に乾燥調整、精米、荒茶、仕上げ茶加工を委託している場合  
委託する場合は、認定品以外のものが混入しない措置をとること。

委託先の氏名	
委託先の連絡先 所在地・電話番号等	